

現場説明書

工事名：京都府立大学 7号館屋上防水改修工事

工事場所：京都市左京区下鴨半木町1-5

本現場説明書をもって、現場説明に替える。
(現場説明会は実施しません。)

令和4年7月

京都府立大学

目 次

I	一般事項	
1.	位置及び周囲の状況等	2
2.	施工に係る条件	2
3.	積算に係る条件	5
4.	参考数量書について	5
5.	工事費内訳書の作成及び提出について	5
6.	その他一般事項	6
7.	質疑事項	9
II	特記事項	
○1.	セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて	10
●2.	排出ガス対策型建設機械の使用について	11
●3.	産業廃棄物運搬車両の表示等	11
●4.	産業廃棄物税について	11
○5.	枠組足場の設置工法等について	12
○6.	特別管理産業廃棄物管理責任者について	12
●7.	石綿事前調査結果の報告について	12
●8.	環境等の保全	13
●9.	環境対策(低騒音型・超低騒音型建設機械の使用)	13
○10.	再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策	13
●11.	届出等	13
●12.	不正軽油の使用防止	14
●13.	調査・試験等に対する協力	14
●14.	過積載による違法運行の防止について	14
●15.	建設副産物の取扱い	15
●16.	化学物質を発生する建築材料等の使用制限	15
○17.	化学物質の室内濃度測定に係る特記事項	16
○18.	工事情報共有システムについて	18
●19.	完成図書等の電子納品について	19
●1)	電子納品	
●2)	電子納品の対象範囲	
○20.	建設発生土の搬出について	20
○21.	建設発生土等の受入れについて	20
○22.	総合評価競争入札の工事について	21
○23.	フレックス工期について	21
●24.	府内産木材の積極的利用について	22

注) ●印は本工事に適用する。

I 一般事項

1. 位置及び周囲の状況等

- ・ 位置： 計画地は京都府大学下鴨キャンパス内に立地し、周辺は北・西側に京都府立植物園及び南・東側に京都市道（生活道路・通学路）を隔てて住宅地が広がっている。
工事に当たっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。
- ・ 現在の状況： 府大7号館（講義室、研究室等）
- ・ 工事の概要： 経年により劣化した7号館屋上の防水改修を実施する。
7号館 昭和49年建設 RC造 地下1階、地上3階建て
建築面積：960.50㎡ 延べ面積 2,487.50㎡
 - ①屋上（一般部）
 - ・ 平場 高分子ルフィングシート防水 S-M2 機械固定工法（既存部存置）
 - ・ 立上り 高分子ルフィングシート防水 S-F2 接着工法（既存部撤去）
 - ②屋上（機械置場）
 - ・ ウルタンゴム系塗膜防水
 - ③塔屋上部
 - ・ 平場 高分子ルフィングシート防水 S-M2 機械固定工法（既存部存置）
 - ・ 立上り 高分子ルフィングシート防水 S-F2 接着工法（既存部撤去）

2. 施工に係る条件

1) 安全・災害防止対策等

- ① 工事用車両（関係車両全て）の進入・退出は別紙による経路を原則とし、ステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。
- ② 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。
- ③ 資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
- ④ 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路に係る維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は受注者で行うこと。
- ⑤ 工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。
- ⑥ 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。
- ⑦ 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決に努めること。
- ⑧ 工事用車両（関係車両全て）について、不正改造車の使用を排除すること。

2) 施工計画等

①工事説明

工事着手前には施工計画書を作成し、周辺自治会や近隣住民へ工事説明を行う

こと。

また、説明書等の内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。

万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

②仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。

飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

③工事名称等の表示

工事名称等の表示は関連工事の受注者と協議の上、監督職員の指示する場所に掲示のこと。

3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

4) 休日及び作業時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

作業時間 平日一般 : 午前8時30分～午後6時00分

騒音を伴う場合 : 午前9時00分～午後5時00分

を原則とし、事前に施設管理者・施設入居者・近隣自治会等と調整すること。

5) 建物完成時期と完成後の管理

完成後の入居が令和4年12月1日に予定されていることから、工事完成（完成検査合格時）は同年11月30日とし、完成から鍵渡しまでの管理については、本工事受注者の責任で行うこと。

なお入居直前には、室内の清掃及び機器の点検等を行い鍵渡し時は立ち会うこと。

6) 関連工事との協力

別途発注工事

7号館オープンラボ整備工事（建築工事）

7号館オープンラボ整備工事（電気設備工事）

7号館オープンラボ整備工事（機械設備工事）

- ・ 円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の受注者と協力して工事安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。

~~・ NTT関連工事の実施時期については、十分調整を行い、引渡しまでに全ての作~~

~~業が終わるよう配慮すること。~~

- 7) 工事期間中、「京都府建築工事及び設備工事等検査規程」により、府の随時検査を受けること。
- ~~8) 工事期間中は監理事務所に工事監理受託者専用パソコン（OS（Windows 8.1以上）、ワープロソフト、表計算ソフト等をインストール済み）を備え付けることとし、インターネット（メール送受信）環境を整え、セキュリティ対策を行うこと（常に最新の状態を保持すること）。~~
- 9) 工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で行うこと。
また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実にを行うこととするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。
- 10) 交通誘導員の配置
本学の学生、近隣住民等に支障を来さないよう、必要に応じ必要な箇所に配置すること。
また、配置は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。
注) 交通誘導警備員Aは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とする。
- 11) 通行規制等
工事車両による進入・退出に当たっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置については受注者で行うこと。
周辺道路は通学路のため、通学時間帯の車両の通行については原則禁止とし、細部について関係機関と十分協議を行うこと。
- 12) 敷地内通路の通行確保
本工事地内の通路は工事期間中も確保する必要があるため、各通路の通行と安全の確保を行うこと。
- 13) 東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合について
受注者は、東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする）を用いる際には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）を提出し、監督職員の確認を得るものとする。
品質証明として実施する試験及び検査内容については、監督職員と協議の上決定

すること。

また、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

14) 新型コロナウイルス感染予防対策

本工事においては、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例や、オフィス等における対策や通勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえた、建設現場等での対策を確実に実施するものとする。

※ガイドライン掲載HP

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

3. 積算に係る条件

1) 積算上の工期設定について

本工事の共通費の積算は、公共建築工事共通費積算基準を適用しており、積算に係る標準工期は3.0箇月とする。（契約工期にはよらない）

標準工期は入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として示すもので設計条件には該当しない。

~~2) 一括発注の取扱い~~

~~本工事の共通費の積算においては、以下の工事を主たる工事の工事費に含めて、主たる工事の共通費計算方法で積算している。~~

~~・主たる工事となる工事： 工事~~

~~・主たる工事の計算方法により共通費の積算をした工事
工事
工事~~

3) 積算基準の適用について

本工事の積算に当たっては、以下の基準を適用している。

① 共通費

公共建築工事共通費積算基準（平成28年改定）

② 標準単価

公共建築工事標準単価積算基準（令和4改定）

4. 参考数量書について

別添の参考数量書は、入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として公開するもので、設計条件となる設計図書には該当しないので、参考として利用すること。

5. 工事費内訳書の作成及び提出について

工事費内訳書作成及び提出に当たっては、次の点に注意すること。

- 1) 工事費内訳書の様式は「任意」としているが、「参考数量書」の項目に一致させて「科目別内訳」の項目まで作成し、入札時に提出すること。
- 2) 入札書に記載する金額は、工事費内訳書合計金額（消費税抜き）に一致させて作成すること。
注）京都府ホームページ掲載の「入札参加に当たっての留意事項」に留意して作成すること。
「入札参加に当たっての留意事項」内の「閲覧設計書に添付する参考資料の本工事費内訳書等」は、「参考数量書」とする。

6. その他一般事項

1) 元下指針の遵守について

- ① 受注者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守し、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。
- ② 下請人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を、原則として、建築一式工事は3次下請まで、建築一式工事を除く建設工事は、2次下請までとする。請負の次数が超える場合、受注者は工事着手前に、「重層下請理由書」（様式－19^{*1}）及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを監督職員に提出すること。
- ③ 受注者は、やむを得ない場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとし、京都府外に本店を有するものから下請負人を選定する場合は、「下請工事契約時チェックリスト」（様式－18^{*1}）にその理由を記入するものとする。

なお、府内企業の施工率に応じて成績評定の加点評価の対象とするため、工事完成後、「府内企業施工率算出表」（様式－27^{*1}）を監督職員に提出すること。

- ④ 受注者は、下請契約を締結する場合、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げ、当該工事に係る全ての「下請工事契約時チェックリスト」（様式－18^{*1}）とともに全ての下請契約ごとに下請契約書及び京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第13条第5項の規定による誓約書の写し(建設業の許可を有していない者が誓約したものに限り)を添付し、監督職員に提出すること。また、建設業法に基づき、金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに作成したものの写しを監督職員に提出すること。

2) 府内資材の調達について

受注者は、地域経済の活性化を図るため、府内事業者からの建設資材や物品等の優先調達を図ること。

注）府内事業者からの建設資材や物品等の調達は、府内の工場等で製造・加工

されたもの又は、府内に本店、支店等がある事業者から調達したものをいう。

3) 技能士の適用について

受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

~~4) 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について~~

~~受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式（様式-30^{*1}）により提出することができる。~~

5) 保険の付保及び事故の補償について

- ① 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
 - ② 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
 - ③ 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1箇月以内に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。
- (1) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。
 - (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。
 - (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- ④ 労災補償に必要な法定外の保険契約（工事請負契約書 第50条関係）について、受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に付すること。
 - ⑤ 火災保険等（工事請負契約書 第50条関係）について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はリフォーム保険等に付すること。保険証を提示し、その写しを提出すること。第3項によるその他の保険に付した場合も同様とする。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出すること。

6) 工事实績情報の登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

ただし、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略できる。

~~7) 設計図書の返却について~~

~~設計図書、現場説明書及び回答書については入札当日返却すること。~~

8) 低入札価格調査を経て契約した工事について

低入札価格調査を経て契約した工事については、「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について（平成22年1月27日）」^{※2}により運用するものとし、受注者は以下によらなければならない。

① 請負代金内訳書、工程表、施工計画書、施工体制台帳及び施工体系図、建設業退職金共済制度掛金収納書及び現場代理人等（変更）通知書（以下「施工計画書等」という。）の提出に当たり、低入札価格調査時に提出された資料（以下「調査資料」という。）の内容と相違する場合は、変更した内容及び理由を記載した書面を提出すること。

なお、「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」別表1の「添付資料」欄で提出が必要としている項目について、変更が生じた場合は、その都度速やかに調査資料と同等の資料を監督職員に提出すること。

また、施工計画書等を変更する場合も同様とする。

② 低入札契約のしわ寄せが下請企業に及んでいないことを確認するため、随時検査及び完成検査において、建設工事に係る下請請負代金支払状況報告書を提出するとともに、支払状況及び資材の調達状況等に関する書類を提示すること。

※1 各様式は、別途契約後配布する「営繕工事提出・提示書類一覧表」による。

※2 「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」は、京都府ホームページにて閲覧できる。
<http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500012.html>

7. 質疑事項

- 1) 質疑事項は、所定の用紙に記入の上 F A Xにて提出すること。
- 2) 提出日 令和4年8月18日(木) 正午までに送信のこと
- 3) 回答日 令和4年8月19日(金) から F A Xにより回答
- 4) 送信先 京都府立大学総務課施設管理係 【 FAX 075-703-5149 】
- 5) 質疑書は、別添の質疑書を使用すること。
※質疑がない場合は、提出不要。
- 6) 質疑書の回答の扱いその他
 - ① 質疑書の回答は、設計図書の一部として、入札条件になる。
 - ② 質疑書の回答の内容について、全て承知したものとして入札を行う。
- 7) 入札(、契約) 手続等、事務的な事項に関する質問については、
京都府立大学事務局総務課施設管理係にて随時回答する。
【 TEL 075-703-5109 】

II 特記事項

~~1. セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて~~

~~本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。~~

~~なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。~~

~~また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

~~六価クロム溶出試験対象工種及び検体数~~

地盤改良工	固結工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
同上	表層安定処理工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
同上	路床安定処理工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
舗装工	各種舗装工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
仮設工	地中連続壁工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
合計			検体			検体

~~タンクリーチング試験対象工種及び検体数~~

地盤改良工	固結工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
同上	表層安定処理工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
同上	路床安定処理工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
舗装工	各種舗装工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
仮設工	地中連続壁工	：配合設計段階	検体	、	施工後段階	検体
合計			検体			検体

~~※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。~~

~~※試験により溶出量が土壌環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。~~

2. 排出ガス対策型建設機械の使用について

1) 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

2) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

3) これにより難しい場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。

4) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none">・バックホウ・ブルドーザ・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット （基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上、260kW以下）を搭載した建設機械に限る

3. 産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、法令*に従い車両側面への表示及び書面の備付けを行うこと。

※法令*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」施行令第6条第1項第1号

4. 産業廃棄物税について

1) 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）」は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

2) 中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

3) 本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

~~5. 枠組足場の設置工法等について~~

~~受注者は足場工の施工に当たり、足場は「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の（2）手すり据え置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。~~

~~6. 特別管理産業廃棄物管理責任者について~~

~~アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置する必要があり（廃掃法第12条の2 第8項）、専任とすること。特管物管理責任者の資格者が、現在自社にいない場合又はいても当該現場に専任できない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任すること。~~

~~その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出すること。~~

- ~~・元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。~~
- ~~・元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。~~
- ~~・また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。~~

~~また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出すること。~~

~~なお、京都市内においては同管理責任者の設置について別途、京都市あて設置報告書を提出する必要がある。~~

~~※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合~~

~~問合せ先：公益社団法人 京都府産業資源循環協会 Tel.075-694-3402~~

~~7. 石綿事前調査結果の報告について~~

~~大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき実施する建築物や工作物の解体・改修工事における石綿含有の事前調査について、労働基準監督署及び京都府（京都市域の場合は京都市）に事前調査結果の報告を行うこと。~~

~~なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。~~

~~【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>~~

8. 環境等の保全

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

9. 環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

~~10. 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策~~

~~再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。~~

~~なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によるものとする。~~

~~試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。~~

~~なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。~~

11. 届出等

- 1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
- 2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

12. 不正軽油の使用防止

- 1) 軽油についてはJ I S規格軽油を使用すること。
- 2) 燃料調査を実施するときは協力をしなければならない。

13. 調査・試験等に対する協力

- 1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2) 受注者は、工事期間中の埋蔵文化財包蔵地における掘削等の立会い等、関係機関からの依頼に協力しなければならない。
- 3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - ・調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - ・調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - ・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - ・対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 4) 受注者は当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査・施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5) 受注者は、意図伝達業務受託者及び工事監理業務受託者の求めにより部分払いのための出来高確認が必要な場合には、当該工事における出来高確認に必要な出来高内訳書作成等の協力をすること。

14. 過積載による違法運行の防止について

- 1) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

15. 建設副産物の取扱い

1) 建設リサイクル法に基づく届出等について

- ① 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条の対象となる工事の場合、同法第13条に基づき、工事請負契約時に書面にて必要事項を記載すること。
- ② 上記の対象となる工事の場合、同法第11条に基づき、通知書に必要事項を記載の上、発注者あて提出すること。

2) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)に掲載の建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後1年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとする。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。）

3) 建設発生土処理計画・報告書及び運搬管理表を作成し、監督職員に提出すること。

~~4) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について~~

~~次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。~~

指定副産物	会社名	住所	備考

16. 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1) から5) を満たすものとする。

- 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 3) 接着剤はフタル酸ジ-*n*-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 5) 上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

~~17. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項~~

~~1) 測定箇所~~

- 建物内 () 箇所 ○屋外 () 箇所
 なお、測定する箇所(室)の特定については、監督職員の指示による。

~~2) 測定物質~~

測定	測定物質	基準値
●	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること
●	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること
●	キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
●	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること
●	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下であること

※●を測定すること。

~~3) 採取条件~~

- ① 日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる箇所(室)において、採取を行うこと。
- ② 測定は中央付近の床から概ね1.2m~1.5mの高さにおいて採取すること。
- ③ 測定する箇所の全ての窓及び扉(造付家具、押入等の扉を含む)を30分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、採取すること。この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。なお、連続的な運転が確保できる全般(24時間)換気のための設備を有す

~~る箇所にあつては、当該換気設備稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。~~

~~(注) 5時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。~~

~~④ 採取を行う時間が24時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取時間を設定すること。~~

~~(採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とすること。)~~

~~4) 測定方法~~

~~● パッシブ形採取機器を用いる方法~~

~~○ 検知管法 ○ 検知紙法 ○ 定電位電解法 ○ 吸光光度法~~

~~○ 測定方法は、平成13年国土交通省告示第1347号に基づく評価方法基準の「第5-6-3(3)ロ」に定められた方法、機器によること。~~

~~5) 厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置~~

~~● 発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。~~

~~6) 報告書の提出~~

~~採取に当たっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、測定物質及び箇所(室)ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。~~

~~測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。~~

~~[報告書作成に当たっての注意事項]~~

~~① 「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。~~

~~② 「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。~~

~~③ 「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。~~

~~④ 採取が2日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終了時間を並記すること。~~

~~⑤ 「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。~~

~~18. 工事情報共有システムについて~~

~~工事情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。~~

~~工事情報共有システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、別途紙に出力して提出しないものとし、署名又は押印がなくても書面として有効とする。~~

~~受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者と協議し、発注者の指示に基づき当該システムを利用することができる。~~

~~1) 工事情報共有システムにより共有する工事関係図書は「工事打合簿」と「工事報告書」とする。~~

~~2) 使用する工事情報共有システムは、以下のシステムの事業者の中から受注者が選択する。~~

~~(株)アイサス、(株)建設システム、川田テクノシステム(株)、~~

~~(株)建設総合サービス、日本電気(株)、(株)ビーイング、(株)現場サポート~~

~~※記載の7社は、建設交通部主本工事書類の様式に対応しているシステム事業者である。~~

~~3) 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料）は、当初契約に含まれていないため、試行対象工事で工事情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の契約後に共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。~~

~~4) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において加点対象とする。~~

~~5) 工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出すること。~~

19. 完成図書等の電子納品について

1) 電子納品

- ① 本工事は、京都府におけるCALS／ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の営繕工事電子納品要領等、及び京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施方法等について事前協議を行い、京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

- ② 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で1部提出するものとする。(「営繕工事提出・提示書類一覧表」で工事情報共有システムの対象としている書類を除く)

2) 電子納品の対象範囲

本工事完成後、「京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)※」に基づき、下表の対象範囲の図書等をまとめて、CD-Rにて納品すること。

※京都府ホームページ参照 <http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

【電子納品の対象範囲】

項 目		電子納品対象
写真	完成写真	<input checked="" type="checkbox"/>
	工事写真	<input checked="" type="checkbox"/>
図面	完成図	<input checked="" type="checkbox"/>
	施工図(建築)	<input checked="" type="checkbox"/>
	施工図(設備)	<input checked="" type="checkbox"/>
工程表等	実施工程表	<input checked="" type="checkbox"/>
	工事実施状況報告書(月報最終分)	<input checked="" type="checkbox"/>
書類	諸官庁届出書類	<input checked="" type="checkbox"/>
	「営繕工事提出・提示書類一覧表」で工事情報共有システムの対象としている書類	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

※の資料について対象とする。

※その他、電子納品する必要のある資料は、上記に適宜追記すること。

~~20. 建設発生主の搬出について~~

~~1) 建設発生主については、城陽山砂利採取地整備公社へ運搬すること。~~

~~2) 前項に關しての受入条件は、以下のとおりとする。~~

~~これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。~~

~~①受入不適なもの~~

~~工作物の除去等に伴って生じたアスファルト片、コンクリート塊、その他これに類する不要物等の産業廃棄物に類する物。~~

~~②受入期間~~

~~・受入日は、月曜日から土曜日とする。~~

~~・日曜日、祝日及び公社が受入れできない特別の場合（年末、年始（12/29～1/5）、夏期休日（8/15・8/16）、台風等）は、休業日とする。~~

~~・受入時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。~~

~~③土壌分析調査等について~~

~~事前に公社指定の土壌分析調査に適合する必要がある。~~

~~その費用は、受注者において負担すること。~~

~~3) 建設発生主処理計画書・報告書の作成~~

~~① 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生主処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。~~

~~② 施工後は、建設発生主処理報告書を提出すること。~~

~~21. 建設発生主等の受入れについて~~

~~建設発生主等を受け入れる場合（購入主を含む）は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等、土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。~~

~~1) 汚染要因に関する調査票を搬出先に求める。~~

~~2) 汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第7条第3項第13号及び第4項に規定する土壌調査を依頼し、これらの書類を受理すること。~~

~~・土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第7条第3項第13号）~~

~~・土壌調査資料採取報告書（第4号様式）（第7条第3項第13号）~~

~~・土壌分析結果証明書（写し）（第7条第3項第13号）~~

~~なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。~~

~~残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。~~

~~・土砂発生元証明書（第3号様式）（第7条第3項第6号）~~

~~・土砂等の発生から処分までの処理工程図（第7条第3項第7号）~~

~~・土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第7条第3項第11号）~~

~~・予定容量計算書（第7条3項12条）~~

~~22. 総合評価競争入札の工事について~~

~~1) 技術提案の履行について~~

- ~~① 受注者は提案した技術資料の施工上の課題に係る技術的所見（以下「技術提案」という。）を履行しなければならない。~~
- ~~② 受注者は、技術提案の実施方法を記載した計画書を施工計画書に併せて監督職員に提出するとともに、工事を完成したときは、履行が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。~~
- ~~③ 受注者の責めにより技術提案を履行できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。なお、標準型については、違約金の徴収を行うものとする。~~

~~2) 府内資材の調達について~~

- ~~① 受注者は府内調達すると記載した資材について、府内調達したことを証する伝票等と実績報告書を監督職員に提出しなければならない。~~
- ~~② 受注者の責めにより府内調達すると記載した資材が府内調達できなかった場合又は府内調達を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。~~

~~3) 施工体制台帳について~~

- ~~① 受注者は、請負額にかかわらず、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。~~
- ~~② 施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものと取り扱うものとする。~~

~~4) 技能士(複数)又は基幹技能者の活用について~~

- ~~① 受注者は工事施工時に活用するとした技能士(複数)又は基幹技能者について、活用実績報告書を監督職員に提出しなければならない。~~
- ~~② 受注者の責めにより活用すると記載した資格者を活用しなかった場合又は活用を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。~~

~~※京都府ホームページ（営繕課）掲載の「営繕工事総合評価競争入札ガイドライン（建築一式、電気、管工事）」参照~~

~~<http://www.pref.kyoto.jp/eizen/1315816072946.html>~~

~~23. フレックス工期による契約方式の試行について~~

- ~~1) 本工事は、契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる、「フレックス工期による契約方式の試行工事」である。~~

~~2) 契約日から工事開始日までの期間の本工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。~~

~~3) 契約日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。~~

~~4) フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は受注者の負担とする。~~

24. 府内産木材の積極的利用について

1) 府内産木材利用計画書の提出

本工事は京都府内産木材の利用を試行的に進める工事であり、受注者は京都府内産木材の仮設資材等への利用について、別添「府内産木材利用計画書」を提出することとする。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督職員と協議の上、「府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

2) 府内産木材の利用用途

受注者は、仮設資材等において府内産木材を利用することとするが、その利用用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

3) 府内産木材の使用量等

1 工事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の工事用看板（500×1,400サイズ）1 枚に相当する量（0.02m³）以上を必要とする。

（府内産木材製の工事看板を利用する場合は最低 1 枚以上設置すること。）

なお、府内産木材製の資材は今回工事で新規に購入するもののほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。

~~4) 工事成績評定等~~

~~「府内産木材利用計画書」に従い、現場で利用した資材が府内産木材であることがわかる設置状況写真とともに、京都府森林組合連合会が発行する木製資材産地証明書の写しの提出により、府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫において加点対象とする。~~

~~ただし、転用材の場合は加点対象としない。~~

5) 参考

- ・ 府内産木材利用資材の製作・証明等
京都府森林組合連合会（075-841-1030）
- ・ 府内産木材の活用例（仮設資材等）
工事用看板（別添参考図参照）、型枠、仮設柵、丁張り 等